


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市高齢者入院見舞金支給規則の一部を改正する規則 について			区分		<input type="radio"/> 1 審議事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1. 要旨						
<p>本事業は、入院が高齢者に限られたことではないことや高齢者医療制度において低所得者の負担軽減策が講じられていること、また、他市状況も考慮すると、事業の必要性は低減していることから、事業廃止と一年間の経過措置を図るための一部改正を行いたい。 ※平成29年度規則廃止予定</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①第2条中「という。)は」の次に「、平成28年3月31日までに」を加え、「備える」を「備えた」に改め、同条第1号中「(当該年度において70歳に達する者を含む。)」を削る。</p> <p>②規則上、対象入院となった日から1年を経過していない者が申請することができるため、経過措置を講じる。</p> <p>(2) 施行日 平成28年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 高齢者に対する新たなニーズに応える事業（ケアラー支援や高齢者会食会等）の実施を図ることができる。</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
・文書課において審査済み						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
庁議における審査終了後、速やかに改正手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。